

広島県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年十月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

帝釈峡井関線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
神石郡神石高原町小島二五五番一地从先から 神石郡神石高原町小島二四〇五番一地从先まで			
	九・九〇 一・六〇	八・二〇 一〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三〇・七〇	三〇・七〇	延長 (メートル)
	拡幅		